



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

地震保険再保険料の損金性

—ファイナイト型再保険契約—

未曾有の大震災が日本列島を襲ったのは3月11日の出来事でした。巨大地震は、いつ発生するか判りません。しかし、いったんリスクが現実起きてみると巨額の損失が生じることになります。そのため、保険会社は、再保険によってこのリスクを分散させなければなりません。再保険料のうち、その一部を預け金と判断された課税処分が取り消され、確定した判決を紹介します。

(平成22年5月27日東京高裁(国の控訴棄却・一部取消し) TAINS コード Z888-1579) (確定)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

損害保険業を営む被控訴人A社は、アイルランドで再保険業を営む100%子会社B社との間で締結した日本国内の地震リスクによる損害を再保険の対象とする掛捨て型再保険契約に基づいて支払った再保険料を、損金の額に算入して複数事業年度にわたり法人税の確定申告を行ったところ、処分行政庁が、この保険料には預け金に該当する部分があるとしてその部分を損金の額に算入することを認めず、また、預け金に係る運用収益が益金の額に計上されていないとして更正をし、A社が預け金部分を再保険契約に基づく再保険料であるかのように装って損金の額に算入したことが、「隠ぺい」又は「仮装」に当たるとして重加算税賦課決定をしたことから、A社がこれらの各処分の取消しを求めたという事案であり、東京地裁がA社の主張を認容したことから国側が控訴していたところです。

2 争点

争点は、本件掛捨て型再保険料のうち、再保険会社の責任額に上限のあるファイナイト型再保険料のうち、預け金と判断された部分の損金該当性及び重加算税賦課決定の適否、過少申告加算税賦課決定の適否などです。

3 東京高裁の判断

本件ファイナイト型保険契約のEAB繰入額相当部分を租税回避を目的としたものであって、真の意図が再保険料とする外形と異なり預け金である、と認めることはできず、また、再々保険契約と本件ファイナイト再保険契約が不可分一体であると認めることもできないのであるから、再々保険契約に基づきアイルランド子会社に支払った掛捨ての再々保険料は、個別的対応関係はないものの、当該事業年度の保険事故の発生に伴い受け取るべき保険金という収益獲得のために費消された財貨として法人税法22条3項柱書にいう「損金」に算入される「費用」(同項2号)に該当する。

成績勘定残高繰入額相当部分は支払再保険料であって損金の額に算入し、成績勘定残高加算額相当額は被控訴人の益金としないうで確定申告が、法人税法の規定に従っていないものでなく、過少申告でない以上、その余の点を判断するまでもなく、各事業年度の重加算税賦課決定は違法となる。

平成11年3月期についての過少申告加算税賦課決定は、平成15年5月27日付で行われており、除斥期間を経過した後に行われたことは明らかである。そして、本件では、被控訴人が本件再々保険料を全額損金の額に算入したこと及び成績勘定残高加算額相当額を益金の額に計上しないで確定申告したことが法人税法22条2項ないし4項に従っていないものでない以上、被控訴人が同事業年度の確定申告書を提出したことについて「偽りその他不正の行為」があったと認められないから、同項所定の7年の除斥期間が適用される場合に当たらない。

(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判25頁)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込み)で頒布しますので下記あてご一報ください。